

令和 5 年 6 月 8 日

流 山 市 長
井 崎 義 治 様

流山市生きづらさ包括支援の在り方懇談会
座長 勝本 正實

流山市重層的支援体制整備事業の実施について（提言）
このことについて、本懇談会で議論した結果を、下記のとおり、提言します。

記

流山市における重層的支援体制整備事業の実施については、本懇談会で議論を重ねた結果、流山市において制度の狭間に置かれ、あるいは複合的な課題を抱える市民に支援を届けるため、本事業を積極的に推進するべきであると判断いたします。

なお、本事業の実施にあたっては、次の意見を提言します。

- 1 本事業の実施体制については、各相談支援機関同士の連携を深めるため、司令塔となる多機関協働事業は直営とされたい。また、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業が、機動力を生かし、相談したくても相談できない人や既存の相談窓口へ声を上げられない人、地域や社会で孤立している人の支援ニーズを効果的に吸い上げられるよう、これら事業は委託とすることが効果的であると考える。
- 2 本事業の担当部署については、担当課を新設し、社会福祉士、精神保健福祉士等の実務経験を有する専門職及び事務職とともに、専門職を統括する職員を配置することで、調整能力を強化されたい。
- 3 支援会議及び重層的支援会議の運営にあたっては、担当課の他に

庁内の関係課に本事業担当者を配置し、所掌事務に限らず世帯の課題に気づき、解決につなげるべく、部署間連携を強化されたい。また、急を要する会議にあたっては、ケースに応じて柔軟に対応することが望ましい。

なお、必要に応じて外部の専門家からの助言を得られる体制を整えられるよう希望する。

- 4 本事業の実施にあたっては、既存の相談窓口など社会資源の活用が最大限にされるように努め、必要に応じて多機関協働事業につなげる仕組みを構築することを希望する。
- 5 地域づくりにあたっては、現在困っている人の支援はもとより、新たに困る人が生まれないう、予防的な観点も含め、人と人がつながり、生きづらさを解消していける取り組みに努めることを期待する。
- 6 本事業の実施にあたっては、既存の事業との違いを踏まえつつ、子どもにも大人にも分かりやすい事業の周知に努めていただきたい。
- 7 本事業の実施を通じて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、互いを尊重し支え合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けた地域づくりに努められることを期待する。

以上